

第6回講義 参考資料

1 参考判例

※不法行為ほどインパクトのある名前の付いた判例は少ないので年月日を先に示し、極力事件の争点を事件名で示すようにしてみます。

- 1) 大判明 42・5・14 民録 15 輯 490 頁：債権譲受人 vs 契約解除者－ 545 条 1 項ただし書の第三者
- 2) 大判昭 2・2・2 民集 6 卷 133 頁：硝子戸売買事件－期間を定めない催告の効力
- 3) 最判昭 29・2・12 民集 8 卷 2 号 448 頁：戦時中の和解と戦後の請求異議事件－事情変更の原則
- 4) 最判昭 30・11・22 民集 9 卷 12 号 1781 頁：戦災二重賃貸仮処分事件－権利失効の原則
- 5) 最判昭 33・6・14 民集 12 卷 9 号 1449 頁：転売と合意解除
- 6) 最判昭 35・11・29 民集 14 卷 13 号 2869 頁：和解不履行転売事件－解除後の第三者と登記
- 7) 最判昭 36・11・21 民集 15 卷 10 号 2507 頁：固定資産税不払事件－付随義務違反による解除
- 8) 最判昭 39・2・25 民集 18 卷 2 号 329 頁：共有物賃貸借契約の解除
- 9) 最判昭 43・11・21 民集 22 卷 12 号 2741 頁：賃借人同士いがみ合い事件－無催告解除特約
- 10) 最判平 8・11・12 民集 50 卷 10 号 2673 頁：リゾートマンション・プール未完成事件
- 11) 最判平 9・7・1 民集 51 卷 6 号 2452 頁：阪神カントリークラブ・コース改修会費値上げ事件－事情変更の原則

2 共通的到達目標モデル案（修正案）

第 5 節 契約の解除

- ◆解除が何を目的とした制度であるかについて、説明することができる。
- ◆解除にはどのような種類のものがあるかについて、説明することができる。
- ◆債務不履行を理由とする解除が認められるための要件について、説明することができる。
- ◆解除が認められた場合の当事者間での効果について、説明することができる。
- ◆解除が第三者との関係でどのような意味を持つかについて、説明することができる。